

EUにおける『銀行構造改革』論をめぐって(藤岡光夫教授退任記念号)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2018-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 居城, 弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00024895

研究ノート

EUにおける『銀行構造改革』論をめぐって

居 城 弘

【1】はじめに

2008年のリーマン危機に始まる世界的な金融危機以降においても、EU圏ではその後も引き続きユーロ危機からさらにはソブリン危機の深化へと広がりを見せ、EUのさらなる統合にも様々な軋みを生じさせることとなった。先進諸国の金融システムにひろがった不安定は、大手金融機関の経営破綻を惹起しただけでなく実体経済に対しても生産や売り上げの急減、雇用・失業不安を深刻化させたことから、各国とも金融危機対策だけにとどまらず、大規模な不況対策の出動が迫られることになった。しかし危機が小康状態を迎えるとともに、金融危機の再発防止をめぐる議論が開始された。金融危機を引き起こした原因をどこに求めるか、さらに金融監督の在り方についての見直しの必要について多方面にわたる議論が展開された。とくに危機の再発防止策をめぐる議論においては、危機に至るプロセスの中での金融システムの緊張や不安定性を加速させた要因や、とりわけ行き過ぎた金融の規制緩和や金融自由化についての再検討が行われた。なかんづく金融機関の行動、業務展開に問題の焦点が向けられ改革、改善策が提起され、注目と関心の目が注がれることとなった。危機の防止と改善を図るための新たな多面的な金融規制の措置が議論されその具体化が求められることとなった。この議論は米英両国で先行して取り上げられることになりそれぞれ、「ボルカールール」や、「ドッド・フランク法」、あるいは、「リングフェンス法」としてまとめられた⁽¹⁾。いずれも金融システムへの危機の波及を阻止し、不安定化の拡大を防ぐために、金融機関における業務の中で、一定のハイリスクな業務分野を隔離し、金融システムの安定性を守ろうとする点に共通性がある。これに対してEUレベルで議論されて来たのは米英での議論を受けて新たに、危機に至る過程での銀行構造に焦点を当て、その「構造改革」に着目している点が特徴である。そこでの対象とされている「銀行構造」とは何か、あるいは「銀行構造」に注目することの意義・意味は何かが問題になろう⁽²⁾。EUレベルで、この「銀行構造改革」につ

⁽¹⁾ 小立 敬 (2013), 153-162頁

⁽²⁾ ドイツの銀行業を対象として銀行業の「構造」分析を試みたものとして、拙稿 (2011, 2014・2015) を参照。

いて問題提起したのがE.リーカネンを議長とするハイレベルグループによるいわゆる『リーカネン報告』である。

本稿は、金融危機以降の、世界的な金融再規制の流れの中で、『リーカネン報告』による、「銀行構造改革」の問題提起の背景やその意義について考察することが狙いである。ここでは「報告」そのものに内在しつつ、その狙いや意図をできるだけくみ取ること重点を置き、「報告」内容をいかに理解すべきかという観点からみていきたいと思う。まず最初に、金融危機以降の危機対応策と再発防止を目指す金融再規制策の試みの流れをごく簡潔に確認することから始めたい。

【2】 世界金融危機以降の危機対策及び危機再発防止策の展開（EUを中心として⁽³⁾）

1) 危機勃発後の緊急対策

危機がアメリカだけでなくヨーロッパへとさらに拡大する懸念が増大する中で、2008年9月に、英独仏伊の4か国の首脳会談が開かれ、EU危機救済策が討議された。ここでは最終的実施までの合意には至らなかったが、銀行危機と不況の深刻化への対応策がEUとして迫られていることについての共通の認識のもとで協議が行われた。まず銀行支援策として、08年10月緊急首脳会議で1兆8千億ユーロの緊急支援策がまとまった。具体的な実施については、基本的には加盟国任せとなったが、銀行支援策と合わせて急激な縮小を見せた銀行間取引への支援策や預金保護の上限引き上げも協議された。公的資金による銀行支援策（ソルベンシー対策）は各国別々に実施されることになった。しかし、公的資金による銀行支援策の発動はその後、EU諸国に財政支出の急増をもたらし、財政収支の悪化の急速な進展を惹起する要因になったことに留意する必要がある。

2) 不況対策

また、不況対策としては国際収支悪化国を支援するための「国際収支安定化基金」の増額（08年10月）や中小企業、雇用対策のほかに、さらにはユーロ加盟国の財政赤字の抑制を定めた規定の弾力的運用についても協議された。

しかしこれらの緊急不況対策の合意も、EUとしては、特定国への財政支援の実施のための制度的な条件が整備されてはいなかったために、具体的な発動は加盟国にゆだねられざるをえなかったことから、その有効性も制約されざるを得なかった。また各国の政府財政支出の拡大は、納税者への負担増を招いたことからこれに対する批判・不満を強めることとなった。なかんずく私企業たる金融機関の経営危機に対しての公的資金投入（税金投入）に対しては各国でひろい国民層からの批判を増大させることとなった⁽⁴⁾。

⁽³⁾ 田中素香〈2011-1, 2014〉

⁽⁴⁾ 公的資金投入をめぐる欧米諸国と日本の違いについては、伊豆 久（2013）38-44頁を参照。

3) 金融再規制の必要性

それと並んで、次第に明確になったことは、金融危機の深化拡大を惹起した重要な要因として、欧州を含めて、先進諸国の巨大金融機関が、その営業活動・業務展開を通じて、著しくリスクを拡大させていき、その結果として経営の不安定化を招き、金融システムの不安定化をも拡大させ、その帰結として多くの、金融機関の破綻を惹起させたことについての共通の認識がひろがっていったことである。ここから、金融危機の再発防止に向けて、金融機関の活動の在り方とりわけそのリスクテイクの在り方に原因を認め、金融危機の再発防止にむけて新たな金融規制の再構築の必要に対する認識が広がることとなった。それと同時に世界金融経済危機の背景として指摘されたのは、90年代以降の経済と金融をめぐる世界的な環境変化であって、なかんずくその世界的な金融のグローバル化と自由化、規制緩和の急激な進行が背景にあり、その帰結でもあったことである。

次にその点についてEUに即して指摘しておこう。

【3】危機に至るEU金融システムの展開⁵⁾

(1) 統合の進展と規制緩和、自由化

21世紀初頭からのEUの金融システムは、市場統合や、通貨統合の加速と、東方への拡大という大きな環境変化と、世界的な金融の規制緩和、自由化・グローバル化の流れを受けて大きな変容を遂げることとなった。

85-92年の市場統合により、金融部門では域内の資本移動の完全自由化と金融サービスの域内市場化が実現した。さらに99年の通貨統合による共通通貨ユーロ導入は、通貨の障壁を除去することにより、域内市場の完成をさらに前進させることとなった。さらに、域内での金融業務展開の自由化が推進されるとともに、域内単一免許制度の導入が図られた。ITバブルの崩壊後の不況状況の持続によって、金融機関の経営環境が悪化する中で、こうした金融の自由化、規制緩和の条件をフルに活用することにより、EU金融機関にとっては、伝統的な商業銀行業務が不振を続ける中で、新しい活動領域である米国型の投資銀行業務の分野に積極的に接近することによって、あらたな収益機会の可能性を見出していった。債務担保証券など各種証券化商品により、新たな金融デリヴァティブ業務を拡大した。さらに、シャドウバンキングを組織しグローバルな資金調達や投資活動を広げていった。アメリカ型の金融手法・システムを積極的に活用・追従しそれへの傾斜を強めることになった。それはとりわけ大手金融機関に顕著なものとなっていった。⁶⁾

⁵⁾ 岩田健治,「世界経済危機とEU金融システム」(田中素香編著,2010-1)及び同氏,「ヨーロッパの金融システム」,(田中・岩田等共著2014所収)196頁～

⁶⁾ 世界金融危機前後の米欧大手金融機関の動向分析については,新形 敦(2009,2010)が有益である。

グローバルな金融機関の統合・合併、さらにはM&Aの活発化により、EU金融機関の総合金融機関化も加速された。複数国に顧客基盤を確保し多様な金融サービスを総合的に提供する「総合金融機関グループ」が形成され、EU金融システム全体に大きな影響力を有する存在になった。そうしたベースの下での証券化ビジネスの拡大が、グローバルな市場性資金に依存した資金調達構造の下で繰り広げられ、シャドウバンキングに深く関与しての各種の投資銀行業務とくに自己勘定・トレーディング業務をはじめとする新しい金融手法が積極的に採用された。さらには海外進出による国際業務の活発化（北欧及び中東欧諸国への）も顕著なものとなり、国際的な活動を通じても新しい投資銀行業務を拡張していったのであった。

（2）世界金融危機の勃発

アメリカ発の金融危機が瞬時にしてEUの金融システムに伝播・波及したのは、こうした業務内容の同質化・接近とともに、各種シャドウバンキングやファンド、証券化ビジネスを通じての業務の緊密な結びつきの結果でもあった。したがって、米国でのサブプライムローンの返済停滞、回収困難に端を発する世界的な証券化商品市場の価格低下から、さらにその後の一連の事態、すなわち銀行の流動性危機、銀行間市場の緊張、返済不能の続発、債務連鎖の切断の衝撃は、ヨーロッパの金融システムを根底から動揺させ、ヨーロッパの大手諸銀行の相次ぐ経営不安の続発へと波及していった。世界金融危機の暴風雨の勃発である。

世界金融危機の勃発後、米欧を含めて銀行支援策や金融システムの再建に向けて緊急策が講じられ、さらには実体経済の悪化する中で、雇用・失業対策や国内景気対策も発動された。その後の小康状態ののちに、国際金融システムの様々なレベルで活発化したのは、金融危機の原因をめぐる論議と再発の防止のために何が必要なのか、そのための新たな金融規制策・措置をめぐる問題であった。

【4】金融システムの修復・再構築への取り組み⁽⁷⁾

金融規制と監督体制の再確立、国際的な金融規制への動きの主な流れは以下のとおりである。

（1）バーゼルⅢ、資本基盤の強化

危機の再来防止のための世界規模での対策は、まず資本基盤の強化策であった。バーゼル銀行監督委員会からは2010年12月に第3次国際統一基準（バーゼルⅢ：より強靱な銀行及び銀行シス

⁽⁷⁾ 岩田健治,「世界金融危機とEU金融システム」(田中素香編著, 2010, 75頁以下) 田中素香共著 (2014) 164-172頁。

テムのための世界的規制の枠組み)が公表された(バーゼルⅢは13年から段階的適用, 19年に完全実施の予定)。

それを受けて欧州委員会はバーゼルⅢをEUに適用するため, 2011年7月「第4次資本要求指令」(CRDIV)を公表した。いわば「EU版バーゼルⅢ」であり, 危機時のバッファーとしての銀行自己資本を厳格に規定し資産に対する比率を大幅に高める内容である。

欧州委員会は, こののち2012年6月に「銀行再建・破綻処理指令」案(BRRD)を示し, 13年6月理事会で合意, 14年4月欧州議会で採択された。

既述したところであるが, 今回の危機に際しては巨額の公的資金(税金)が銀行支援策として投入され, 多くの批判を呼び起こす結果となった。新しい指令では 銀行破綻の際, 債権者負担の原則(ベイルイン, 銀行の債権者, 株式や債券の所有者がまず損失を負担する)に基づき, それを前提にユーロ加盟国はベイルイン以降の損失をカバーするために, 各国の銀行がそれぞれの付保預金の1%を8年間積み立てて550億ユーロの「単一破綻処理基金」に移行するという内容である。これは将来の銀行同盟の構成要素としての「単一破綻処理機構SRM」の骨格をなすものであった。(銀行同盟への展望)

(2) EUにおける規制体制の見直し

EUではこれと並んで以下の諸分野でも, 規制体制の見直しが取り組まれた⁸⁾。

1) まずはシャドウバンキング, パラレルバンキングについての新たな規制導入である。欧州の金融機関がアメリカの「影の銀行制度(シャドウバンキング)に深く関わることによって, 米国発の金融危機をヨーロッパに瞬時にして伝播させ顕在化させたことから, それまで規制の対象外に置かれていたものを新たに規制対象としたものであった。その他, ヘッジファンドに対する許可制や自己資本規制について, また情報開示や, デリヴァティブについての透明性の強化, 取引情報について, 清算時の中央清算機関の利用等々について, EU指令や規則による規定が定められた。危機管理や破綻処理等に関しても, 預金保険制度の抜本見直しや金融監督制度の分野での, 国境を超えた監督機構の構築, マクロプルーデンス領域の強化を目指し, ECBを中心とした欧州システミックリスク理事会ESRBが創設され, 従来までの分散型金融監督体制からEUレベルのそれへと抜本的な脱皮の方向が切り開かれることになった。このようにEUの金融関連法制は金融危機の勃発を契機に多方面にわたって補強策が講じられることになった。

⁸⁾ 岩田健治, 「世界金融危機とEU金融システム」(田中素香編著2010-1, 75頁) 岩田健治, 「ヨーロッパの金融システム」(田中共著2014) 217頁

(3) 英米における金融規制再構築への取り組み

a) アメリカ：ボルカールール（ドッド・フランク法）

欧州に先行して米英において制度改革に向けた検討が進められた。まず、アメリカでは金融危機を踏まえた金融制度改革の検討がいち早く開始された。オバマ大統領の下で包括的な「金融制度改革法」の検討がスタートしたが、その後、元連銀議長ポール・ボルカーの提言を制度改革案に追加しその主張内容を含んだ形での「ドッド・フランク法」が2010年7月に成立した⁹⁾。ボルカーの主張は同法の619条に盛り込まれた。その要点は、リスクが高く深刻な利益相反をもたらす、銀行の自己勘定取引に制限を加えるべきこと、さらに、銀行がヘッジファンドの持ち分を取得・保有しこれを運用し、またはそのスポンサーとなることを禁止すべきとするものである。2014年7月からの完全遵守を求めている。

さらに大規模金融会社の集中制限に関しては「622条」で負債シェアが10%を超えるような金融会社の合併・統合を禁止・規制するもので銀行等の規模を直接的に抑制する内容も盛り込まれた改革案である

b) 英国・独立委員会（リング・フェンス法¹⁰⁾）

これに対し英国の金融規制案は「独立銀行委員会」の最終報告書（『ヴィカース・レポート』、2011年9月）において示されたところであるが、それによれば、同じ銀行グループ内でリテール預金を受け入れるリングフェンス・バンクと、ホールセール投資銀行業務を営む非リングフェンスバンクを分離することが提案された。

リングフェンスの目的は銀行が破綻しても政府から公的な支援を得ることなく銀行サービスの提供を維持することができるようにするためであって、実体経済や家計、中小企業にとって必要不可欠な銀行サービスをリングフェンスバンクに隔離し、ホールセール・投資銀行業務のリスクから切り離すことを目的とする改革提案内容である。

具体的には、リングフェンスバンクに義務付けられる銀行サービスとは、個人や中小企業の預金の受け入れと当座貸越（O/D）の提供があげられ、他方で禁止されるサービスとして、①、トレーディング資産を構成するサービスがあげられ、ほかに②、バーゼル規制上の資本賦課に関係する市場リスクやカウンターパーティリスクにかかわるサービスなどがあげられている。

みられる通りアメリカおよびイギリスの改革案の特徴は、ハイリスクの業務を銀行システムから隔離・分離することによって家計や中小企業等に対する銀行サービスの提供を確保しこれが損

⁹⁾ 小立 敬 (2013) 153頁, 中空麻奈, (2013) 115-147頁

¹⁰⁾ 小立 敬 (2011, 2013, 157-162頁), 中空麻奈, (2013) 179-207頁

なわれることを防ごうというものであるといえるであろう。いわば、銀行に対する業務分野規制である。何れにせよ、規制される分野をどのように限定するか、銀行にとっての収益確保との兼ね合い等の微妙な問題が存在することになる。

(4) EUにおける金融改革の加速

英米での先行する検討を受けて、EUにおける金融改革に向けた一連の作業も加速することとなった。その最初の成果は2009年2月に公表された「ドラロジュール報告」(『EUにおける金融監督に関するハイレベルグループ報告書』)¹⁰⁾である。報告においては、危機の要因分析を行い、EUで、銀行・金融破綻を防止できなかったことの反省のもとに、従来の分散型で個別金融機関を対象とするマイクロプルーデンス監督に限定されていた監督体制を見直し、規制と金融監督の体制修復についての分析を行い、銀行「監督体制に対する見直しと再建を目指し、新しい体制の創設のための提言勧告を行った。これに基づいてEUレベルでの「欧州システミックリスク理事会」(ESRB)と「欧州金融監督システム」(ESFS)の二つの機関の設置が決まった。前者は銀行、証券、保険の各分野で新設されるEUレベルの監督当局と、各中央銀行、欧州委員会からなる機関で、金融システム全体の安定の確保を主要な目標にし、後者は各国の監督当局と連携して銀行、証券、保険の3分野で金融機関を個別に監督し、情報を共有しつつ、EUレベルで金融監督にあたることになった。

さらにその後、ソブリン危機とユーロ危機の深化の中で銀行部門の在り方がクローズアップされたことから、欧州委員会は新たに専門家委員会を立ち上げ、2012年10月、「EU銀行業部門の改革に関する最終報告書」(「リーカネン報告書」)¹¹⁾が公表された。これについてはつぎに項を改めてとりあげることとする。

【5】「リーカネン報告」

EU委員会の中で、域内市場・サービス担当でその最高責任者である、ミッシェル・バルニエ(Barnie)は、フィンランド中央銀行総裁エリッキ・リーカネン(E. Liikanen)を座長とする「銀行部門の構造改革に関する専門家グループ」を立ち上げて、EU銀行部門の根本的改革と提言を要請した。委員会・専門家グループはそれに応えて2012年10月に、『EU銀行業部門の改革に関

¹⁰⁾ European Commission, (2009), 太田瑞希子, (2010), 「EU金融監督システムの改革」(田中素香編著, 2010-1所収)

¹¹⁾ European Commission, (2012), なお『リーカネン報告』からの参照, 引用について, 本稿では以下次のように表示・略記する。報告原文については(FINAL REPORT, PP, P.)と表示し, 田中素香監訳については, (『最終報告書』 頁)と表示することとする。

する最終報告書』(FINAL REPORT of the High-Level Expert Group Chaired by E. Liikanen. October 2 2012) として、討議のまとめを公表した。この報告書は委員会の座長を務めたりーカネンの名を冠し、通例「リーカネン・レポート」と呼ばれる。本稿は、この報告内容を確認しつつその内容に沿って検討を進めることにする。

①委員会の課題、要請の内容

委員会の課題については「個別銀行の構造を直接ターゲットとする追加的な改革が、失敗の蓋然性とインパクトを一層削減するのかそれが失敗に際して重要な経済的機能の持続を確保するのか、そして影響を受けやすいリテール顧客をよりよく保護することになるのかどうかを評価すること」(座長からの手紙)としている。

また同じく、「EU銀行業部門の構造改革の必要性はあるのかないのかを考察する」こと、それと関連して「市民、経済そして単一域内市場の必要に奉仕する安定した効率的な銀行システムを設立するために適切な提案を行うよう」要請された(提案のサマリー)⁹³

また、最終報告の序文では「このグループの課題は、個々の銀行の構造を直接のターゲットとする追加的な改革が銀行破綻の確率や衝撃をさらに弱めるのかどうか、決定的な経済機能の継続をよりよく確保し、立場の弱いリテールの顧客をよりよく保護できるのかどうかを評価することである」とその課題をさらにいっそう明確にしている。

②銀行業の動向・構造分析の作業

そのうえで委員会は具体的に、危機に至るまでのEU銀行業の動向を分析する作業に着手している。「エグゼクティブ・サマリー」の中で総括的にいくつかの重要な事実・特徴を挙げて出している。例えば、過度のリスクテイク(高度に複雑な証券取引を行い、あるいは不動産関係の貸付)と金融危機の前の短期資金調達への過度の依存という事実との関連、さらにそのようなリスクテイクは適切な資本保護と釣り合っていなかったこと、さらには加えて「金融機関の間の強力なつながりが高度のシステムリスクを創り出した」、といった点が指摘されている。

③規制諸政策の効果・有効性の検証作業

委員会はここからさらに、報告作業全体の流れをあらかじめ示している。「金融システムの安定を危機にさらすこれらの、あるいはその他の弱さに対処するための、これまでに提起されてきた様々な規制策・諸措置、及び現在検討中の具体的な措置なり規制策の有効性や効果についての評価と検証作業」を行なうとしている。委員会はその検証作業においては、特に「資本要件と流動性要件」、そして銀行の「再建・破綻処理改革」に特別な注意を払ったとしている。

資本規制の強化が銀行の回復力を強化するであろうこと、その点で「第4次指令」の実施が主

⁹³ 「座長からの手紙」, 「提案のサマリー」については, (FINAL REPORT, PP. 1, 3)『最終報告書』3, 4頁

要な改善に資するであろうこと、関連して「バーゼル委員会」によるトレーディング勘定の見直し作業にも期待を寄せている。また、欧州委員会による「銀行再建・破綻処理指令BRRD」について、将来の規制構造の不可欠の部分であること、「その提案は、銀行が、その規模やシステム上の重要性とは関係なく、転換し回復することができるのか、それとも損失に対する納税者の負担を限定するという形で破綻するのか、を確かなものにするための前進の重要な一歩」（「エグゼクティブ・サマリー」）であるとしていることも注目される。

④銀行の構造改革の必要性、特定の「業務の分離」

委員会による「最終報告」は以上を受けて、追加的な構造改革が必要かどうかの評価と具体的提案に移っている。「銀行業の業務の分離」についてである。

これまで「リーカネン報告」が取り上げられる際には、ほとんどの場合この点が注目され、先行する米英案（「ボルカールール、および「ドッド・フランク法」あるいは「リングフェンス法」）との比較がなされ、その評価吟味がなされることが多かったように思われる。しかし最終的な議論がそこに落ち着くにせよ、本稿では、それに先立って委員会が、「EUの銀行業の銀行構造分析」に注目した点に焦点を当てて、「銀行構造の変化」についての委員会の把握内容に注目したい。それによって、本稿の問題設定である、「銀行構造とは何か」さらには、EUの銀行構造分析からどのような問題が見えてくるであろうかという視点から接近したいと思う。まずは委員会が「銀行構造分析」として行った考察内容に注目しようと思う。

【6】リーカネン報告における「銀行構造分析」について

（1）5つの局面・波について

最初に、報告は金融危機に至るまでの時期から、危機以降の時期における経済・金融・銀行について広範な事態の把握から始めている。今次危機の経過についてどのように認識しているのかについてである。委員会はそれを5つの局面、波として考察している。ここでは簡潔に具体的事項や出来事について、キーワードによってあらわすこととしたい⁴⁴。

第1波サブプライム危機の局面（07年半ばから08年9月まで）

投資ポートフォリオの崩壊、アメリカ住宅バブルの崩壊、サブプライムローン危機、ヨーロッパへの波及、ドイツ産業銀行IKBは危機で打撃を受けた最初の欧州銀行、資金繰り悪化による経

⁴⁴ (FINAL REPORT, PP. 4-11), 『最終報告書』, 16-24頁。田中素香氏は、この問題について、世界経済の時期区分と政策の諸段階及びユーロ危機の3つの波と危機対策としての確にまとめておられる。田中素香共著、『現代ヨーロッパ経済』, 第4版 2014年, 146-164頁

営危機、欧州銀行市場の緊張と金融市場の悪化、ECBの流動性供給、市場介入（2007年12月）MBS価格崩壊により金融業界に膨大な損失、投資ポートフォリオの実態の不明確、銀行の信認動揺、銀行間市場の機能低下。

第2波「システム危機の局面」（2008年9月）

流動性の枯渇、リーマンブラザーズの破綻（2008年9月）、金融的緊張の強化、銀行にとっての流動性枯渇・「システムック・リスク」、世界のデリヴァティブ市場に激震、銀行の資金調達困難に、流動性危機、中央銀行による流動性供給、国家による支援救済策、欧州の預金保証（険）制度の弱体さ・不備の顕在化、資本調達市場における流動性の消失

第3波、経済危機の局面」（2009年時点）

財政による景気刺激、必要とされる金融システム改革についての論議が加速、「金融安定理事会FSB」と「バーゼル銀行監督委員会」が主導的役割、（2010年9月）「バーゼルⅢ」（トレーディング勘定資本及び流動性に関する新規ルール草案）が結実。世界的な実体経済の悪化、貿易の停滞、各国は不況回避のために大規模な景気刺激策を実施、実質GDPの急落と景気後退の長期化予測、失業の増大と税収の減少

第4波、「ソブリン危機の局面」（2010年時点）

ユーロ圏のソブリン債務8.3兆ユーロ、（2011年のGDPの87%）ユーロ諸国における債務状態の深刻さ、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル等の債務危機が欧州銀行部門に多大な負担、欧州銀行システムへの信認の低下

EU加盟国、金融危機の現存の仕組み改革へ、「欧州金融安定化基金EFSF」を高度化し将来の危機への備えとして恒久的な仕組み（「欧州安定メカニズムESM」）の設立へ、国家と国内銀行信用の連鎖・悪循環を断ち切り、EU銀行の信認を向上させるため、EU巨大銀行のコア資本要件の一時的な引き上げ、ギリシャ「救済計画、債務削減計画」最終合意（2012年2月）、ECB、長期リファイナンスオペの実施、ソブリン債務と銀行の支払い能力の結びつきを弱めることはむづかしかつた。

第5波「欧州信認危機の局面」—岐路に立つEU—

欧州の金融統合、危機以前にはホールセール市場において大いに進展。危機は金融統合のプロセスを急激に低下させ、更なる分断のリスクを抱えている。例えばクロスボーダーの信用フローの中には減少や逆流の動きも。諸銀行は国内市場と国内貸し出しコミットメントの履行に焦点を

あわせるようになった、2012年6月、欧州理事会、欧州委員会、ユーログループ、ECBの各組織の長は共同報告「真の経済・通貨同盟を目指して」を発表。未来のEMU（経済通貨同盟）のための4つの構成要素について、金融制度の統合、財政制度の統合、経済政策の枠組みの統合、民主的な正当性と説明責任の強化の方向性を明確に打ち出した。ソブリン危機と信用連鎖の悪循環、EUの金融分断やマクロ経済的不均衡の問題に対処するために、欧州理事会は「真の経済通貨同盟」を実現するための工程表を求めた。

その最初のステップとして、欧州委員会は銀行同盟の設立と欧州における「単一監督機構」の設立に踏み出した。

以上が危機の発生からリーカネン報告がまとめられるまでの経過である。委員会は、以上の経過を回顧して、EUにおける銀行動向を総括的にまとめる作業に移行する。具体的には、全体的な銀行部門の動向が、危機に至るまでと、危機以降について総括される。ここは委員会によるEU銀行部門の構造（銀行構造）把握へのより具体的な接近の試みとみることができる。

【危機に至る段階のEU銀行部門の構造】

（1）EU銀行部門の成長と規模について^①

まず第一に委員会が目指すのは全体としてのEU銀行部門の規模の動向である。すなわち危機以前の数年間、EU銀行部門の規模つまりバランスシート総額のいちじるしい拡張が確認できる（08年までに総額43兆ユーロ、EU・GDPの350%以上にものぼった）、これは国際比較でみても規模が大きいたことが特徴であって、このことはEU銀行部門の役割、資金調達源としての銀行信用の比重の大きさと、欧州経済が他の国々よりも銀行仲介に大きく依存していることを示している。

（2）銀行セクターの活動領域の拡大、業務内容と性格の変化^②

こうしたバランスシート総額の拡大は、銀行の業務の拡張、信用拡張によるものであって、過去の危機のケースでも見られた共通の現象であった。こうした拡大は、当然銀行の業務内容・性格を大きく変化させることと深く関連していた。とりわけ大規模金融機関において、業務の相対的比重がいわゆる商業銀行業務、預金受入れ、貸出業務、さらにはユニバーサルバンキング業務に属する証券の引受、信託から、新しい投資銀行業務の領域の業務、ディーラー・マーケットメイク業務、ブローカー・サービス、自己勘定売買などにシフトしていったこと、それに対応して

^① (FINAL REPORT, PP. 11-12), 『最終報告書』, 24-26頁

^② (FINAL REPORT, PP. 13), 『最終報告書』, 27頁

銀行部門の資金的基礎が、短期のホールセール市場を利用したオフバランスのヴィークルを通じて賄われることが多くなっていったことが示される。

(3) 証券市場の重要性の増大

2000年代の初めから、EUにおいて証券市場の重要性の増大が進展したことも大きな特徴であった。これはいわゆるシャドウバンキングシステムの拡張と深く関連し、そのもとで進行していった。各種資産担保証券、証券化商品を用いた様々な新しい金融手法が、規制された銀行システムの外側での信用仲介に貢献した。米国で発達した新しい金融ビジネスが欧州の銀行でもこうした市場で大規模なポジションを、直接にも間接にも、トレーディングと投資の両方の目的で積み上げられていった。EUの銀行システムは持続する信用緩和状態と低金利環境の下で、そのバランスシートを著しく拡張していった。こうした信用拡張は、高いレバレッジとレポ市場を通じる短期ホールセール資金への過度の依存によって賄われた。また、デリヴァティブ部門の大きな成長もこうした拡張と深いかわりを持っていった。過度のリスクテイクと、カウンターパーティリスクとの連環が増大していった。

EU銀行業のこうした急激な動向の変化を、EU銀行のバランス・シートの構造変化としてまとめるならば以下のようなになる¹⁷⁾。

(4) 資本的基盤・負債構造

まずEU銀行によって保有されている総資本がバランスシートの中で占める割合が低下してきた事実に注目する。これはレバレッジの上昇を含め他の手段による資金調達が増大したからに他ならない。そのため相対的に高い株主資本利益率を実現できた。これは同時にショックや損失の吸収力を低下させることになったのであるが、株式以外の資金調達に関しては、リテール預金の伸びが業務の成長に追いつかず、EUの銀行はそれを銀行間市場（無担保）とホールセールのレポ市場（担保付）での資金調達で補った。

(5) 資産構造

これを資産構造の面から考察すると、顧客貸出（特に家計や非金融企業向け貸出）の相対的な重要性が低下し、代わって銀行間貸し出しの比率が上昇したこと、銀行同士の取引や銀行間相互連環の増大傾向を確認している。同時にトレーディング資産やその他資産は業務内容の変化を反映して増大している。

これらの事実はしかし、加盟国間で大きな違いが存在していることに注意する必要があることが繰り返し強調されている。

(6) 収益源構成

¹⁷⁾ (FINAL REPORT, PP. 14-16), 『最終報告書』, 28-30頁. 委員会はこれらの事実を確認しつつ、加盟国間で大きな違いが存在していることに繰り返し注意を向けている。

こうした変化は収益源構成にも示されるところである。預金貸出業務と結びついている、純金利収入の割合が低下し手数料や非金利収入の割合が増大した。(各国別の違いに注目のこと)

(7) 国際業務

EU銀行業は、危機に至る過程で市場統合と共通通貨ユーロ導入の影響もあって急速にその国際業務を拡大していった。特にユーロ圏やEU域内でEU内の銀行間市場でのクロスボーダーの進出については、急激な拡張を遂げた国とそうでない国との格差は顕著である。国際業務を積極的に拡張した国は、貿易取引や海外直接投資の形態でも積極的な進出を示したのである。

(8) 銀行部門の統合と巨大な金融機関の登場

市場統合と金融の規制緩和・自由化の進行という環境の下で、金融機関の統合、合併、M&Aも急速な進展を見せ、後にも触れるように「システム上重要な大銀行」が登場した。それらはいずれも広範な業務展開を追求した。その業務内容については後述することになる。

EU銀行業の危機に至るプロセスに見られたこうした諸特徴をここでまとめておこう。とりわけ注目すべきことは資本構造についてである。危機に至る過程においてEU銀行業の資本基盤の弱体化・脆弱化が進展した事実と、市場性の外部資金への依存度が増大したことであろう。レバレッジの上昇、銀行間取引、ホールセール市場での資金調達の拡大であった。リスクに対する抵抗力の低下・弱体化が、負債構造の面で進行した事実注目している点を確認しておこう。それは資産構造の変化と深く関わって進行したことも明白である。トレーディング資産の膨張と銀行間貸し出しの増加に象徴される事態である。危機に至る銀行構造の分析において、この点がクローズアップされていることに改めて注目したいと思う。さらに、こうした傾向は、国際業務の積極的拡張とも連動していたことも確認しておかなければならない。

【危機以降のEU銀行構造の変化】

委員会はさらにこうした構造変化は金融危機の勃発以降、どのような影響を受けているかに注目する。このことは、逆に危機に至るプロセスにおいて進行した行き過ぎの是正が、どのように行われているか、正常・ノーマルへの復帰がどのように進展したかを検証することにつながることである。同時に、これまでの各種規制措置の有効性の評価にも関連するという判断であろう。

まずは①、銀行が危機の中で重大な損失を余儀なくされたこと、銀行株の下落が進行したことである。銀行の収益性の低下、株主資本利益率の悪化が銀行に重くのしかかることとなったことが確認される。

②、08年10月から2010年末までに欧州の政府は、銀行部門を救済するため、総額1.6兆ユーロの

国家支援を行った。政府の支援策とともにECB等の各中央銀行による流動性支援も行われた。EU銀行業はその後の、ソブリン債務危機の深刻化に伴い、さらにユーロシステムの流動性にますます依存することとなった。(2度にわたる長期リファイナンスオペによるユーロ圏銀行への流動性供給)。こうした公的支援により、銀行及び銀行債権者は大きな利益を受けることになった。これは事実上「暗黙の補助金」の性格を持つものであったと断じている。つまり、委員会はこれを批判的に評価しているのである。しかもこの暗黙の補助金は中小の銀行よりも大銀行(大きすぎずつぶせない銀行や、「システム上重要な銀行」)により多く向けられたことで、競争上の大きなゆがみをもたらしたと評価している。この点は破綻処理に際して再び問題になる。^{⑧)}

さらに金融危機はより広範囲の経済に景気後退、雇用の喪失、財政悪化などの影響をもたらすことになった。その後の再編動向はどのように確認できるのであろうか。

③、まず、デレバレッジとリスクの削減による再編の進展によって、業務規模の削減や市場退出がどこまで進んだかについては、再編は今日までのところ(2012年10月段階まで)総資産水準で測った銀行部門規模が目立った縮小は生じていないこと、合併、統合のトレンドやM&A活動も控えめなものにとどまっているという評価である。再編の停滞、遅れの原因について委員会は、以下の点に求めている。大きな原因としては各国が銀行破綻処理のための十分な仕組みを持っていなかったうえに、加えてこの間の中央銀行による流動性支援や各国政府による銀行支援策のためであるとし、正常な市場状態への復帰は現在の支援スキームの段階的廃止と、国の撤退の必要を強調する^{⑨)}。それだけでなくより積極的な国家支援による再編の義務付けが重視される。不採算部門の切り捨て・削減が求められていること、政府のこの面での積極的行動は銀行部門の再編をさらに一層促進し、さらに拍車をかけることになろう、としている。

④、資本や流動性に関する新たな規則(より高い自己資本比率の要請や、流動性比率の規定)は、財務面での圧力を強め、目標ROEを低下させ、資本調達モデルの重大な見直しをもとめることになるであろうとともに、資源の集中や事業の売却を促すものとなるとしている。また各国の改革(ボルカールールや英国の独立委員会の提言等による)の進展が、EU銀行構造にも影響を及ぼすとの見通しを示している。委員会は全体としての銀行動向をこのように整理したのちに、⑤、銀行の構造変化については、ようやく危機に対応して、多くの銀行は、事業のリスクを削減し始めたこと、特に資本に関し、資本調達構造について、バランスシートのデレバレッジ化、株主資本の増資、資産処分に取り組んでいることや、危機以前に短期ホールセール資金への依存を拡大したのに対し、これを減らし、「顧客預金、株式といった、より安定的な資金調達源を重視するよう

^{⑧)} (FINAL REPORT, PP. 20-23), 『最終報告書』, 35-38頁

^{⑨)} (FINAL REPORT, PP. 25-27), 『最終報告書』, 42-45頁 危機以降の銀行部門の構造変化についてはさらに次を参照, European Commission, (2012a)

に再適応しなければならなくなった」ことを確認している。株式による資金調達にかんしては、より厳格な資本要件に備えた資本注入計画の条件を満たす方向では、難航したものの、業務規模の削減や資産売却を進めることによって、目標達成を目指した対象銀行の大部分で達成されたと評価した。²⁰⁾

⑥、銀行仲介に対する影響では、危機前に進行した過度の金融仲介の削減、連鎖の短縮、銀行間の相互依存を減らすために、バランスシートのさらなるデレバレッジが必要とされたが、反面では無秩序に行き過ぎたデレバレッジは、実物経済の貸し出しの減少、信用供給の減少をもたらしかねないための、政策上の取り組みの必要なことが指摘されている。いづれにしても、欧州においては企業向けの銀行信用への大きな依存は、特に中小企業分野では、今後も続くこととなろうとしている。

⑦金融統合に対する影響に関しては、危機がEU金融統合のプロセスを停止してしまったとし、クロスボーダーのサービス、貸出の減少が進んでいることを確認している。銀行の海外支店や子会社の売却も進んだ。しかし委員会のスタンスは、金融統合には明白な利益があるとするものであり、それはまた、強力なガバナンスや制度的な枠組みがなければ金融安定面のリスクをもたらすことがこの間の経験から明確になったとしている。低コストの資金や自由な資本の流れはユーロ圏の不均衡形成の一つの原因となり、ブームとその崩壊のサイクルを増大させたことも明らかである。したがってクロスボーダーの金融統合には、十分な規制監督機関や必要とされる経済ガバナンスの枠組みが伴わなければならないことが明らかである。と委員会は総括する²¹⁾。

《小括》金融危機後のEU銀行業の構造に及ぼした影響

1) EU銀行業の再編は、資本構造と資金調達構造と、リスク削減の両面にわたって進められなければならなかった。資本基盤の強化と、行き過ぎた市場性外部資金への依存の是正、そのための、デレバレッジ化の推進、流動性規制などの遵守、顧客預金の位置・役割の重視など、銀行構造改革にとっての大きな課題が提起されているものとみることができよう。

2) リスク削減、資産再編に関しては、公的支援についての消極的評価を基本とし、新たな「再建・破綻処理のスキーム」に基づいた削減・再編の加速化が求められていること、そこでの監督当局などの積極的役割が強調されている。

ここでは、欧州における銀行信用に対する依存度の高さという歴史的な趨勢への配慮が、重視されていることも指摘しておくべきであろう。また、クロスボーダーの領域での新たな規制や経済ガバナンスの枠組みの必要については今後大きな課題を残しているように思われる。

²⁰⁾ (FINAL REPORT, PP. 25-28), 『最終報告書』, 43-45頁

²¹⁾ (FINAL REPORT, PP. 29-30), 『最終報告書』, 45-49頁

【7】ヨーロッパにおける銀行ビジネスモデルの多様性

報告はさらに「EUにおける銀行のビジネスモデルの多様性」を記録しそれらの実績をレポートするという課題を設定する。いうまでもなく銀行のビジネスモデルは一様ではないし、平均的な銀行像を対象とした議論では現実分析に迫ることはむづかしい。「リテール銀行」、「投資銀行」とかといった単純な区分では不十分であるという。銀行構造の把握をより具体的に進めるためには、銀行の多様性に注目することは重要である。例えば、銀行のビジネスモデルは、具体的にはそれぞれの規模、業務内容、収入モデル、資本構造、資本調達構造、所有構造、企業形態のような多面にわたって多様性を持っている。それらはさらに時間の経過とともに変化することもあり得るであろう。さらには、業務展開とどのように関連しているのか、またそれらの傾向がリスクとはどうかかわっているのか、についても同様である。ここでは銀行の多様性についての委員会の注目点に沿いながらより具体的に銀行構造の実態に接近することとしたい。

なお委員会の討議では、これまでの諸研究にも目配りがなされており、参考にもなるし興味深いものがある。例えばいくつか例をあげると²⁾

1) 「より高いリスクエクスポージャーを持った機関は、よりすくない資本、より大きな規模、短期市場での資金調達へのより大きな依存、そして積極的な信用拡張を特徴としていた」とか、同じく「よりリスクの少ないビジネスモデル」では「強固な預金基盤とより大きな収入の多様性」という特徴を確認できるといった把握が示されている。

2) あるいはまた、グローバルなトレーディングを手掛けるグループとしてのユニバーサルバンクは、他の銀行業モデルと比較して典型的に短期のホールセール資金調達へのはるかに高い依存、より大きな平均規模、収益のより大きな浮動性を有しており、トレーディング業務量や市場リスクが考慮される時にはより高い市場リスクが避けられない。

3) IMFの研究では「トレーディングリスクを金融上の困難のリスクの指標と強調し、トレーディング収入への依存の程度の高い銀行で、危機の際に、政府支援を必要とする傾向が強かった」とし、「リスクの発生は、自己勘定売買のほかにも、マーケットメイク、投資銀行業務、ヘッジのような分野での損失からも発生しうる」、「銀行の短期ホールセール資金調達は、金融の脆弱性の増大につながっているのではないか。」などなどの指摘である。以上はそれぞれ一定の実証的なサーベイに基づいてのものであることも指摘しておこう。

ここでは多様性をめぐる多くの基準の中でも特に銀行の規模を一つの基準として、例えば、大

²⁾ 例示すれば、以下の諸論稿である。ECB (2011), Fitch (2011), IMF (2011)

銀行と小銀行という銀行規模の視点から見てみると以下のような特徴が浮かび上がってくる。ECBによれば大銀行は、EUにおける総国内銀行資産の3/4を占める。貸付に関しても同様である。両者の間には、業務の内容においても明確な相違が認められる。「より小さな銀行は、より伝統的な商業銀行ビジネスに携わる傾向があること、その結果、大銀行に比べて総資産に占める割合において融資の割合が大きいこと、トレーディング用資産が少ない」というバランスシートになっている。その結果、純金利収入がより大きな割合を占めている。負債側については、Tier 1資本比率の高さとレバレッジ比率の低さが特徴である。また、より小さな銀行は、総顧客預金の比率が高くより安定した資金調達基盤を有する傾向にある。危機におけるリスクや銀行に悪影響を与えた側面に関してはより小さな銀行が全体としてよりうまくやる傾向がある。より大きな大銀行の場合でも業務の多角化を大きく進めた場合には、危機に対してのも大きな損失を免れたケースもある。このことは特に主に商業銀行業に集中し、地理的にも多角化した銀行の場合にそうであった。小銀行の中でも、多角化されず、モーゲージに集中し、不動産バブルに苦しむ加盟国に本店を置いた銀行は、著しい損失に苦しむことになったと指摘している。²³

資金調達構造は銀行の回復力の重要な決定的要因であり、いくつかの大小の商業銀行は短期のホールセール市場への過剰な依存により破綻に追い込まれた。

銀行の規模とそれぞれの業務の展開内容およびリスクに対するの関連についてのこうした指摘は実に興味深いものがある。

【システム上重要な大銀行について】

最後に、委員会が銀行構造分析として考察しているのは、大銀行、とりわけその中でも「システム上重要な大銀行の構造」についてである。

システム上重要な銀行は、影響力も大きいし資金調達や業務展開の在り方などについて特徴を把握することが具体的な銀行構造把握にとって不可欠との理解からである。「システム上重要な銀行」は「その規模や複雑さ、システムの相互連関ないしその業務を容易に引き継げる良好な代替機関がないゆえに、その困難ないしは無秩序な破綻が、より広い金融システムや経済活動に著しい波瀾を起こすような機関」である。ヨーロッパの「システム上重要な機関SIFs (Systematically Important Financial Institutions)」については、金融安定理事会 (FSB) とバーゼル銀行監督委員会が選出している。(その選択基準は、1) 総資産で測って当該国の4大銀行の一つであること、2) 銀行の総資産が1000億ユーロを超えることである) 次の項目に沿って特徴把握がなされている。

²³ (FINAL REPORT, PP. 37-38), 『最終報告書』, 52-55頁

(1) 銀行の規模

銀行の規模の点から、FSBとバーゼル委員会は規模、ならびに組織の複雑さ、代替可能性、グローバル化の程度に照らして29行、さらに15行に絞ってグローバルSIBsとしている。総資産が1兆ユーロを超えるのが10行、国内GDPの100%を超える総資産を保有している8行を、システム上重要な機関として選定している⁶⁴。それらの特徴とはどのようなものであろうか。

(2) その顧客基盤、資産構造、収入モデルについて

EU最大の銀行グループは、典型的にユニバーサルバンクであり、伝統的な銀行サービス（預金の獲得や不動産、他の形態での貸付等）から投資銀行業務（トレーディング、マーケットメイク、引き受けリスク管理などを含む）まですべて取り揃えた銀行サービスを提供する。それゆえEUにおいて「金融コングロマリット」規制と監督の下にある。また、EUの巨大ユニバーサルバンクの多くは時の経過とともに、かなりのグローバル資本市場業務とトレーディング業務を行うグループへと発展した。しかし巨大銀行の間でも業務や顧客基盤にはかなりの相違が認められる。よりリテール指向の銀行は、当座勘定、貯蓄、貸付サービスを含む主に伝統的なサービスを求めている顧客基盤（たとえば家計、中小企業）を持っているものがあるのも事実であるとする。

デリヴァティブに関しては、企業顧客にとって不可欠な投資銀行サービスであるが、デリヴァティブ商品の80%以上が金融機関の間で取引されており、支配的なインターバンクビジネスとなっている。高いデリヴァティブの想定元本を保有しているのはバークレイズ、BNPパリバ、ドイツ銀行、RBSである。これら諸行のこの業務へのかかわりの程度を示す指標とみることができる。

当然のこととして顧客への融資が総資産に占める割合にも大きな開きがあるし、さらにトレーディング資産の保有割合が大きな割合を占める銀行としては、バークレイズ、BNPパリバ、ドイツ銀行、RBS、ソシエテジェネラルなどはその割合が顕著な銀行である。

銀行間の業務の相違は当然、収益構成の差にも表れている。典型的には純金利収入と非金利収入の動きに示されている。危機以降ほとんどの銀行において純金利収入の割合が増加していることが確認されている。⁶⁵

具体的な銀行を対象とすると、当然のこととして個別行ごとに相違点が鮮明になる。例えば資産構造にしてもそうである。顧客への融資の割合、総資産に占める融資や、トレーディング資産の比率についても同様である。したがってここからは、一概に一般的な趨勢を導き出すことも容易ではないということになる。個別分析に入り込む際の留意点であろう。

⁶⁴ (FINAL REPORT, PP. 38-40), 『最終報告書』, 55-57頁

⁶⁵ (FINAL REPORT, PP. 42-45), 『最終報告書』, 59-64頁

(3) 資本並びに資金調達構造について⁶⁹⁾

2011年時点での個々の銀行の資本並びに資金調達についての基本統計が掲げられている。そこから読み取れることとして、総株主資本の比率は各銀行で大きく異なっている。個々の銀行のレバレッジのいちじるしい相違を反映している。総資産に対する総資本の比率が4%を下回る状態の銀行も認められる。著しい相違は、顧客預金を通じた伝統的な資金調達の程度や預貸率にも認められる。インターバンクの取引、他銀行への貸付や、他銀行からの預金の程度についても様々である。諸銀行の資金調達構造の展開については、これまでの諸研究の成果なども踏まえて、危機の前段階にバランスシートの急速な拡張をファイナンスするために、銀行が過剰なレバレッジとともに短期のホールセール資金調達に依存したことが、システミックリスクの積み上げと増殖メカニズムの中心的要素として大きな役割を果たしたことが強調されている。このほかにも、大銀行の所有構造や企業統治の問題、法的構造について、さらにクロスボーダーの銀行活動の地理的範囲と組織構造についての分析が行われているが、ここでは省略する。

【小括】

以上がリーカネン委員会による銀行構造分析の概括的な結果である。ここで、これまで述べたことをまとめ、今後の「最終報告」の展開とのつながりと見通しについて指摘しておくこととしたい。委員会は、これまでに見てきたように、EU銀行業の構造に注目しつつ、金融危機に至る過程と、金融危機以降のその変化の動向、さらには銀行業の多様性に着目しつついくつかの問題に焦点を当てながら、銀行構造の動向、その特徴的な点を浮き彫りにしてきた。さらには、EU金融システムにおいて大きな影響力を持つ大銀行、特に「システム上重要な大銀行」を対象に、その銀行構造上の特徴・特質を浮かび上がらせてきたと思われる。そこで明らかになった事実や諸傾向は多いが、なかでも、ここで特に確認しておきたいのは以下の諸点である。

- 1) EU銀行業において危機に至る経過の中で、その資本基盤の脆弱化・弱体化が進行したこと、それはその資本調達構造の変化によってもたらされたことがとりわけ強調されなければならない。すなわち顧客預金の基礎をはるかに超えて、行き過ぎたレバレッジによる金融市場、銀行間市場からの借り入れ、短期ホールセール資金調達への過度の依存を強めることによってもたらされたことである。
- 2) こうした資本・資金調達構造の基盤の下で、トレーディング業務やデリヴァティブ業務の拡張、積極的な信用拡張による貸し付けが重ねられ、資産積み上げが強行されていったことであった。

⁶⁹⁾ (FINAL REPORT, PP. 46-49), 『最終報告書』, 65-69頁

3) このような資本と、負債並びに資産構造は相互に関連を深め合いながら、子会社群、ヘッジファンドをはじめとするシャドウ・バンキングのシステムをフルに稼働させることによって「複雑な金融システム」の下で膨張・拡大を続けていった。金融危機の勃発により、こうしたシステムが崩壊し、未曾有の金融危機の暴風雨に突き進むことになった。

委員会はこのように、「銀行構造の分析」を行ったうえで、次に、これまでの金融規制の諸措置や現在検討中の各種の金融規制措置が、資本基盤の弱体化や脆弱化に対してや、資金調達構造の歪みの改善、さらには行き過ぎた資産構造の膨張に対していかなる効果、規制策としての有効性を発揮しえたのか、あるいはまた今後、有効性を発揮することができるのかどうかについて、これまでの、および現在検討中の各種の金融規制改革の「検証」を行い、それを受けて「さらなる改革の提言」へと進むのである。委員会のこれらの考察とそれについての吟味の作業は、機会を改め、次稿の課題としたい。 《未完》

【参考文献目録】

- Deutsche Bundesbank, “Structural developments in the German banking sector” (Monthly Report), April, 2015
- ECB, “Bank-risk during the financial crisis” (ECB Working papers No1394), 2011,
- ECB, Report on financial structures 2015, 2016, 2017
- ECB, EU Banking Structures 2007, 2008,
- Fitch, (2011) Global trading and universalbank “overview” Special Report
- European Commission (2012), “European Financial Stability and Integration Report 2011.”
- European Commission “High-Level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector Chaired by Erkki Liikanen, FINAL REPORT”, 2 October 2012 (田中素香監訳 「EU銀行業部門の改革に関する最終報告書」『リーカネン報告』、『経済学論纂』中央大学, 第55巻第1号, 1913年)
- European Commission(2009) “The High-Level Group on Financial Supervision in the EU Chaired by Jacques de Larosiere REPORT”, 25 February 2009 (田中素香・岩田健治・太田瑞希子訳 [EUにおける金融監督に関するハイレベルグループ報告書]『ドラロジュール報告』(『経済学論纂』中央大学, 第50巻1・2合併号, 2010年3月)
- IMF, (2011), “Making banks safer Can Volcker and Vickers do it?”(IMF Working Paper November,
- 岩田健治 (2010) 「世界金融危機とEU金融システム」(田中素香編著, 『世界経済・金融危機と

ヨーロッパ』, 勁草書房2010年, 所収)

- 岩田健治 (2014)「ヨーロッパの金融システム」(田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治著『現代ヨーロッパ経済』, 第4版 2014年, 有斐閣所収)
- 伊豆 久 (2013)「ペイルアウトとペイルイン」,(『証券レポート』1680号), 2013年10月
- 岩見昭三 (2014)「EUの『金融危機』と銀行貸出行動」(1), (2)奈良学園大『社会科学雑誌』, 第10巻, 第11巻, 2014年
- 漆畑晴彦「英国銀行独立委員会が推進する銀行構造改革」,『平成法政研究』17巻2号, 2013年
- 尾上修悟「欧州の銀行システム改革と銀行同盟」, 西南学院大学『経済学論集』55巻1号
- 太田瑞希子 (2010),「EU金融監督システムの改革-『ドラロジュール報告』に至る背景とその試み」(田中素香編著『世界経済・金融危機とヨーロッパ』所収)
- 奥山大輔「欧州委員会がEU版ボルカールールを提案」(三菱UFJホールディングス『制度調査月報』) 2014年3月号
- 勝 悦子 (2010)「国際金融システム改革とIMFの役割」(馬田・木村・田中編著『検証・金融危機と世界経済』, 勁草書房2010年所収)
- 神山哲也 (2014),「自己勘定取引の禁止とリングフェンスを求める欧州委員会の銀行構造改革案」,(『野村資本市場クォーターリー』) 2014年
- 神山哲也, (2015),「投資銀行業務の縮小を進める大手欧銀」,(『野村資本市場クォーターリー』) 2015年夏号
- 小立 敬 (2013),「欧米におけるバンクストラクチャ改革の進展」(『野村資本市場クォーターリー』) 2013年春号
- 小立 敬 (2012):「銀行のトレーディング業務分離を求めるEUの検討」,(『野村資本市場クォーターリー』) 2012年秋号
- 小立 敬 (2015):「欧米におけるペイルインの導入状況と論点の整理」(『野村資本市場クォーターリー』) 2015春号
- 小立 敬 (2011):「リテール, リングフェンス, PLACによる英国銀行改革-独立委員会の最終報告書」,(『野村資本市場クォーターリー』), 2011年秋号
- 高橋和也:「欧州の投資銀行業と銀行構造改革」『証券レビュー』53 (11)
- 高橋和也 (2015)「欧州におけるトレーディング業務規制」,(『経済学論纂』第55巻5・6合併号), 2015年
- 田中素香編著 (2010-1)『世界経済・金融危機とヨーロッパ』, 勁草書房, 2010年
- 田中素香共編著 (2010-2),『検証・金融危機と世界経済』, 勁草書房, 2010年
- 田仲素香 (2010-3),『ユーロ危機の中の統一通貨』, 岩波新書, 2010年

- 田中素香 (2014), 「世界金融危機・ユーロ危機とユーロ制度の改革」〈同氏他共著, 『現代ヨーロッパ経済』, 第4版, 有斐閣2014年所収
- 中空麻奈 (2013) : 『グローバル金融規制の潮流』, きんざい, 2013年
- 新形 敦 (2010) 「米国発のサブプライム危機と欧米金融機関」, (田中素香編著2010-1, 所収)
- 新形 敦共著 (2009), 「欧米の大手金融機関における投資銀行部門の展開」, (『みずほ総研論集』, 2009年Ⅲ号), 2009年
- 藤澤利治 (2013), 「国際金融危機とドイツの銀行制度改革」, (『証券経済研究』, 82号), 2013年
- 星野 郁 (2015), 『EU経済・通貨統合とユーロ危機』, 日本経済評論社, 2015年
- 山口昌樹 (2015), 「欧州銀行における自己資本比率の動向」(『経済学論纂』, 第55巻5・6合併号), 2015年
- 拙稿 (2011) 「世界金融危機とドイツ銀行業の分析」(静岡大学『経済研究』15巻3号), 2011年
- 拙稿 (2014, 2015) : 「世界金融・政府債務危機とドイツ金融システム」, I・II, (静岡大学『経済研究』, 18巻4号, 19巻4号), 2014, 2015年